

今年度はこんな事業でみなさまの健康をサポートします

岐阜繊維 健保だより

岐阜繊維健康保険組合 岐阜市三歳町3丁目11番地7 ☎ (058) 254-0171

No.123

●2020年度予算と事業計画 ●令和2年4月からの制度改正 ●今年度はこんな事業でみなさまの健康をサポートします

2020年度予算と事業計画が決まりました

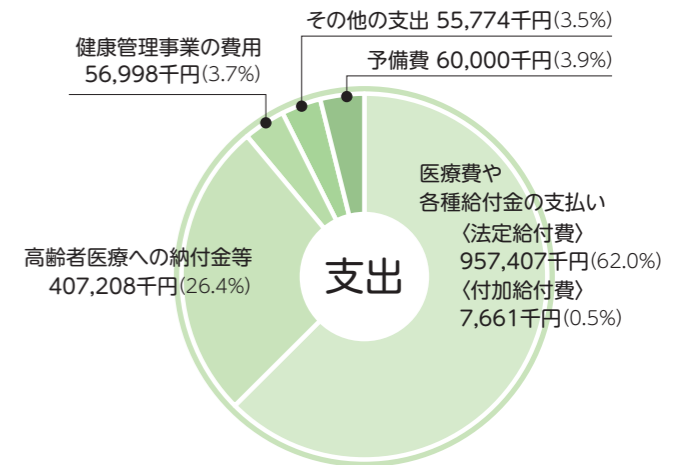
保健事業の活用で、すこやかな1年を!

当健康保険組合の2020年度予算は、総額15億4,504万8千円、1人当たり40万3,407円でみなさまの健康をお守りすることになりました。

当健康保険組合では、厳しい財政状況の中、みなさまの健康づくりに役立つ様々な保健事業(P4参照)を実施してまいります。これらの事業を十分に活用され、すこやかな1年をお過ごしいただきますようお願いいたします。

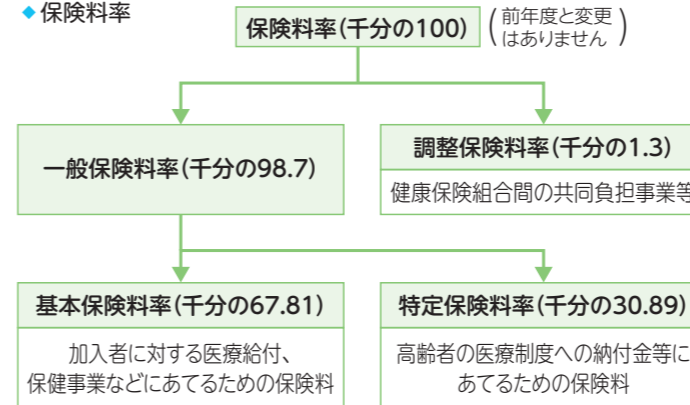
健康保険 予算総額…1,545,048千円

収入金 200,001千円(12.9%) 保険料収入(含調整保険料) 1,318,619千円(85.3%)
 その他の収入 26,428千円(1.8%)

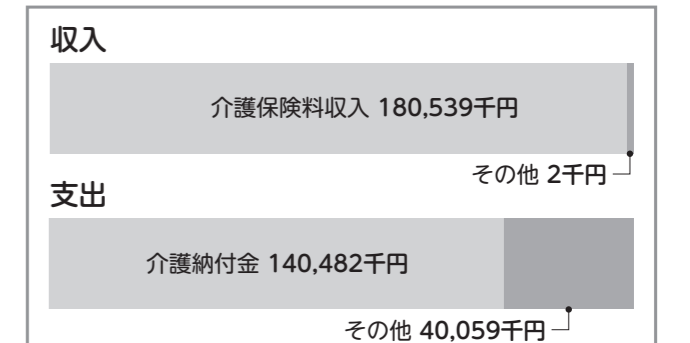


予算の基礎となった数字

- ◆被保険者数……………3,830人(男…1,190人 女…2,640人)
- ◆平均標準報酬月額…260,000円(男…361,960円 女…213,510円)
- ◆総標準賞与額(年間合計)……………1,330,000千円
- ◆平均年齢……………50.00歳(男…48.35歳 女…50.73歳)
- ◆被扶養者数……………1,455人
- ◆扶養率……………0.38人
- ◆前期高齢者加入率……………8.73%
- ◆保険料率



介護保険 予算総額…180,541千円



- ### 予算の基礎となった数字
- ◆介護保険第2号被保険者数……………2,874人
 - ◆介護保険第2号被保険者たる被保険者数……………2,450人
 - ◆平均標準報酬月額……………280,000円
 - ◆総標準賞与額……………705,600千円
 - ◆介護保険料率……………千分の20.2
 (前年度と変更) 事業主……………千分の10.1
 (はありません) 被保険者……………千分の10.1

情報提供に

事業名	実施月	事業の内容
機関誌「健保だより」の発行	年2回	健康保険組合の広報誌を発行します。
各種図書・パンフレットの配布	随時	制度改正等のパンフレットを配布します。
ジェネリック医薬品お願いカード	随時	被保険者証発行時に配布します。
医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知	毎月	毎月全受診者に通知します。

病気の予防に

一般健康診査	4・5月	被保険者・40歳以上の被扶養者の方が対象です。 (1人3,000円または8,250円の自己負担…年齢による)
生活習慣病健診	10月	35歳以上の被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人3,000円の自己負担)
子宮頸がん検診・大腸がん検診	10月	35歳以上の被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人500円の自己負担)
前立腺がん検診	10月	50歳以上の被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人500円の自己負担)
短期人間ドック(一泊人間ドック)	随時	35歳以上の被保険者の方が対象です。 (1人30,000円の自己負担)
自動化健診(一日人間ドック)	随時	35歳以上の被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人15,000円の自己負担) ただし、年度内に35歳になる被保険者の方は自己負担はありません。
特定健診	随時	40歳以上74歳までの被扶養者の方が対象です。
特定保健指導	随時	特定健診をもとに、保健指導を行います。
保健師保健指導事業	随時	健康保険組合連合会岐阜連合会の共同事業です。
生活習慣病セミナー	9月	健康保険組合連合会岐阜連合会の共同事業です。
常備薬および健康食品斡旋	4・10月	家庭用常備薬等を斡旋します。
インフルエンザ予防接種への補助	10月~12月	被保険者と被扶養者の方が対象です。 (1人1,500円を補助) ※予防接種法または市町村の条例等により公的補助が受けられる方には支給されません。

体力づくりに
心身の保養に

「健康ウォーク」に参加	10月	健康保険組合連合会岐阜連合会の共同事業です。
ソフトボール大会	9月	ファッション産業連合会と共催です。



令和2年4月からの制度改正

令和2年4月から、診療報酬(医療サービスの公定価格)改定により、医療費や薬の値段などが改定されます。また、健康保険法等の一部改正により、被扶養者認定の要件が見直されます。

診療報酬改定

医療費が変わります

診療報酬は原則2年に一度改定されますが、令和2年度の診療報酬改定は、全体で▲0.46%と、平成28年度、30年度の改定に続き3回連続でマイナス改定となります。医療の技術料にあたる診療報酬本体は0.55%(このうち、0.08%は救急病院の働き方改革に充てる)引き上げられ、薬価等については1.01%引き下げられます。

これにより、社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分(令和2年度+4,100億円程度)におさめる」とする政府の目標は達成されることになります。

具体的な改定のポイントは次のようになります。

令和2年度 診療報酬改定	
診療報酬全体の改定率 ▲0.46%	
診療報酬本体 +0.55%	
+ 0.47%→各科に配分 ※各科改定率 医科：+0.53%、歯科：+0.59%、調剤：+0.16% + 0.08%→救急病院の働き方改革に充当	
薬価等 ▲1.01%	
薬価	▲0.99%
※うち、実勢価等改定	▲0.43%
市場拡大再算定の見直し等	▲0.01%
材料価格	▲0.02%
※うち、実勢価等改定	▲0.01%

健康保険法等の一部改正

被扶養者認定の要件に国内居住が加わります

令和2年4月から被扶養者認定の要件が見直され、要件に「日本国内に住所を有する」ことが加わります。このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、令和2年4月1日で被扶養者の資格を失います。

ただし、次のケースは例外的に要件を満たすこととして認定されます。

- ①留学する学生
- ②海外赴任に同行する家族
- ③海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる人
(例) 海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など
- ④観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している人
(例) ワーキングホリデー、青年海外協力隊など
- ⑤その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する人

※次の人は、日本国内に住所を有していても、被扶養者とすることはできません。
・「医療滞在ビザ」で来日した人
・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

今年の健診

あなたはどっちのタイプ?

すぐに予約したAさんと、先延ばしにしたBさん



《大病院受診時の定額負担の拡大》

大病院に、診療所などの紹介状なしで受診した場合、定額(医科は初診5,000円以上、再診2,500円以上)を負担します。現在、対象病院となっているのは特定機能病院と許可病床400床以上の地域医療支援病院ですが、令和2年4月からは一般病床200床以上にも拡大されます。

※地域医療支援病院は約610病院あり、そのうち約590病院が紹介状なしで受診した患者から定額を徴収する義務化の対象に含まれる。

《薬価はマイナス改定》

薬価については、市場実勢価格に基づく改定(実勢価等改定)で0.43%、令和2年度薬価制度改革による市場拡大再算定の見直し等による影響で0.01%引き下げとなり、薬価全体では▲0.99%となります。

早めのご予約をおすすめします

40歳以上の方は年に1回、特定健診を受けることになっています。ご家族のみなさまはご自身で予約する必要があります。早めに受診すると予約がとりやすく、何より、その後1年を安心して過ごすことができます。

特定健診等の実施率が健保財政に影響を与えます

高齢化や医療の高度化により医療費は増加の一途をたどり、それを支える現役世代の保険料負担は急増しています。国は医療費の増加を抑え、健康寿命を延ばすことを目的に特定健診^{*}等を推進しており、その実施率に応じて健保組合にインセンティブやペナルティを与える仕組みが取り入れられています。つまり、特定健診等の実施率が高い健保組合の支出は減り、低ければ支出が増えることとなります。
*40歳から74歳のすべての被保険者・被扶養者が受診します。